

○財務省、厚生労働省、経済産業省、告示第八号  
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二条）第二条第六項の規定に基づき、令和五年四月一日付けをもつて、令和五年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎  
経済産業大臣 西村 康稔

環境大臣 西村 明宏

（次のように）は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局総務課、リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品口ス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供する。）